

江戸川清掃工場

建設工事のあらまし

水とみどりに調和した
地域にやさしい江戸川清掃工場



新工場イメージ図

1. 施設計画

■工事場所

東京都江戸川区江戸川二丁目3番1号

■敷地面積

約28,000㎡(緩衝緑地含む)

■工期

令和2年9月30日から令和9年5月31日まで

■設計施工

カナデビア・竹中特定建設工事共同企業体

■建築

- ① 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、高さ約26m
- ② 煙突 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒、高さ約150m
- ③ 付属施設 洗車棟、待機所、油庫等

■プラント

- ① 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉(廃熱ボイラ付)
- ② 焼却能力 600トン/日(300トン/日×2基)
- ③ 発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 約21,000kW

2. 環境保全

- 大気汚染 法規制値より厳しい自己規制値を設定します。

項目	規制内容	法規制値	自己規制値
ばいじん	濃度規制	0.04 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N
塩化水素	濃度規制	700 mg/m ³ N (430 ppm)	10 ppm
硫酸化合物	総量規制	411 m ³ N/日 (約80 ppm)	10 ppm
窒素酸化合物	総量規制	12.8 m ³ N/h (約84 ppm)	50 ppm
	濃度規制	250 ppm	
水銀	濃度規制	30 μg/m ³ N	—
ダイオキシン類	濃度規制	0.1 ng-TEQ/m ³ N	—

※排出濃度は、酸素濃度12%換算値を示す。()内は自己規制値と比較するために換算した濃度を示す。

- 水質汚濁 「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守
- 悪臭 「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守
- 騒音 「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守
- 振動 「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

3. 江戸川清掃工場の特徴

■周辺との調和

明るいアースカラーで周辺への圧迫感軽減を図るとともに、曲線屋根とすることでやさしい印象の外観デザインとし、周辺環境に調和した清掃工場とします。

■環境との共生

最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を抑えるとともに、緩衝緑地の整備や接道部の緑化を充実させてみどり豊かな住環境の形成に努めます。旧江戸川沿いには、桜並木を配置し周囲に調和した緩衝緑地とします。

■エネルギーの有効活用

燃焼による熱エネルギーを発電や施設への熱供給として還元し、エネルギーの有効利用を図ります。また、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電パネルを設置します。

4. 工事工程・工事内容

■工事工程

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
解体工事							
工場棟工事							
煙突工事							
プラント工事							
外構・植栽工事							
試運転							

■解体工事 ■建設工事

■工場棟・煙突工事

工場棟は、地下部の掘削を行った後、建物の建設を行います。さらに、内装・外装などの仕上げ工事を行います。煙突は、外筒・内筒の工事を行います。

■プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

■外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

■試運転

プラント設備等の試運転を行います。

5. 作業計画

■作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで(工事のための出入り、準備、後片付けを除く)とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ①緊急作業、中断が困難な作業(例:コンクリートの打設等)
- ②道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
- ③騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業(屋内仕上作業・試運転等)
- ④作業日にはできない仮設電源・仮設備等の点検、メンテナンス

■工事車両ルート



→ 工事車両出入口

..... 工事車両通行ルート